

## 新事業創出促進法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額の引上げ

新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を千万円から千五百万円に引き上げること。

(第八条関係)

### 第二 創業等の支援に必要な施策の総合的推進

国は、新たな事業の創出を促進するため、人材の育成、資金の調達の円滑化及び需要の開拓の支援等に  
必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。

(第十一条関係)

### 第三 附則

この法律の施行期日に関する規定を設けること。

(附則関係)

## 新事業創出促進法の一部を改正する法律

新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「千万円」を「千五百万円」に改める。

第十一条を次のように改める。

（創業等の支援に必要な施策の総合的推進）

第十一条 国は、新たな事業の創出を促進するため、地方公共団体、大学、民間等と連携を図りつつ、創業等を担う人材の育成、創業者が行う資金の調達の円滑化及び需要の開拓の支援等に必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

## 附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 理由

最近の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させることが必要であることにかんがみ、中小企業信用保険について新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を引き上げる等の創業等を支援するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文

新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）<u>第三条の二</u>第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、<u>新事業創出関連保証</u>（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、<u>創業者</u>（第二条第二項第二号及び第四号から第六号までにあつては、中小企業者に限る。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。）を受けた創業者である中小企業者（第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。）に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは、「<u>中小企業者（新事業創出促進法第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。）</u>」と、「<u>保険価額の合計額が八千万円</u>」とあるのは、「<u>新事業創出促進法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証（以下「新事業創出関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額がそれぞれ千五百万円及び八千万円</u>」と、同条第三項中「<u>当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者）とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証</u>」ことに、<u>当該保証をした借入金の額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（新事業創出関連保証及びその他の保証）</u>」に、<u>当該保証をした借入金の額がそれぞれ千五百万円及び八千万円から</u>」とする。</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）<u>第三条の二</u>第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、<u>新事業創出関連保証</u>（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、<u>創業者</u>（第二条第二項第二号及び第四号から第六号までにあつては、中小企業者に限る。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。）を受けた創業者である中小企業者（第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。）に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは、「<u>中小企業者（新事業創出促進法第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。）</u>」と、「<u>保険価額の合計額が八千万円</u>」とあるのは、「<u>新事業創出促進法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証（以下「新事業創出関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額がそれぞれ千五百万円及び八千万円</u>」と、同条第三項中「<u>当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者）とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証</u>」ことに、<u>当該保証をした借入金の額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（新事業創出関連保証及びその他の保証）</u>」に、<u>当該保証をした借入金の額がそれぞれ千五百万円及び八千万円から</u>」とする。</p>

254 (略)

254 (略)

(創業等の支援に必要な施策の総合的推進)

第十一条 国は、新たな事業の創出を促進するため、地方公共団体、大学、民間等と連携を図りつつ、創業等を担う人材の育成、創業者が行う資金の調達の円滑化及び需要の開拓の支援等に必要施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(人材の育成)

第十一条 国は、新たな事業の創出を担う人材の育成を図るため、創業等に必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

## 新事業創出促進法の一部を改正する法律案参照条文

### 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）（妙）

（定義）

第二条 この法律において「創業等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業等を行おうとする個人であつて、一月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業等を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業等を行おうとする個人であつて、二月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの

四 前項第二号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

五 前項第三号に掲げる創業等を行おうとする会社（新たに会社を設立するものをいう。）であつて、当該創業等を行う具体的な計画を有するもの（第九条及び第三十二条において「特定会社」という。）

六 前項第三号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三

号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

#### 四 企業組合

#### 五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

4  
4  
10 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)の保険関係であつて、新事業創出関連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものに限る。)であつて、創業者(第二条第二項第二号及び第四号から第六号までにあつては、中小企業者に限る。))の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。))を受けた創業者である中小企業者(第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。))に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小

企業者」とあるのは「中小企業者(新事業創出促進法第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。）」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「新事業創出促進法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証(以下「新事業創出関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額がそれぞれ千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が八千万円(当該債務者」とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び八千万円(新事業創出関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者であつて、前項に規定する新事業創出関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 新事業創出関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、新事業創出関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

#### (人材の育成)

第十一条 国は、新たな事業の創出を担う人材の育成を図るため、創業等に必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

#### 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)(妙)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特



- 定事業」という。)を行うもの(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)
- 一の二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの
  - 二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
  - 二の二 協業組合であつて、特定事業を行うもの
  - 三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの(前各号に掲げるものを除く。)
  - 四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
  - 四の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
  - 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるものうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
  - 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については

は、百人)以下の従業員を使用する者であるもの(以下「酒類業組合」と総称する。)

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以上の従業員を使用する者であるもの

## 2・3 (略)

### (普通保険)

第三条 中小企業総合事業団(以下「事業団」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の八第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引又は給付(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。))を受けることを含む。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。))に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。))を含む。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を超えることができない保険(以下「普通保険」という。))について、保証をした借入金(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項において同じ。))の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、保証をした借入金(手形の割引の場合は掛金の払込み)を保険事故とする。金の弁済(手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み)を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資

金、給付の場合は給付金)は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に於いて消滅する。

(無担保保険)

第三条の二 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む。)による債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を除く。)を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千円を超えることができない保険(以下「無担保保険」という。)について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 事業団と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の四第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証(次条第一項に規定する特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該保証をした借入金の額が八千円(当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 前条第三項から第五号までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

(保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第五条 事業団が普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済(手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ。)をした借入金

(手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。)又は社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までには中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を行使して取得した額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額)を控除した残額(第八条において「回収後残額」という。)に、百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)を乗じて得た額とする。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。)  
求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者(特定中小企業者に限る。次号において同じ。)に対する求償権を行使するために債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に委託をした場合(次号に掲げる場合を除く。)  
求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用(経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。)に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合  
第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第六条 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

(求償)

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わ

つて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

第八条 保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権(信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。)を行使して取得した額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額)に、支払を受けた保険金の額の回収後残額に対する割合を乗じて得た額を事業団に納付しなければならない。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。)

二 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほかに利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。)

三 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者(特定中小企業者に限る。次号において同じ。)に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合(次号に掲げる場合を除く。)

三 求償権を行使して取得した額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額